

## 地域密着型サービス 変更申請に係る必要書類一覧表

※「変更届出書」及び「付表」にあわせて、次の添付書類を提出してください

項目	添付書類	様式	提出期限 事前：変更日以前 事後：変更後10日以内	留意事項	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護（予防）	小規模多機能型居宅介護（予防）	認知症対応型共同生活介護（予防）	地域密着型特定施設入居者生活介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
1	事業所（施設）の名称 事業所（施設）の所在地	・変更後の運営規程	事前	事業所の所在地を変更する場合は、「事業所の平面図」「建物の構造概要及び平面図」「設備の概要」の届出も必要 重要事項説明書等、他の書類についても変更すること（提出不要）	○	○	○	○	○	○	○
2	申請者の名称 主たる事務所の所在地 法人等の種類 代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	・登記事項証明書（原本） ・誓約書 ・開設者経歴書及び開設者の要件を満たすことが確認できる研修終了証の写し（※）	事後	・代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要 ※（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・（介護予防）認知症対応型共同生活介護は開設者研修の修了証等の開設者の資格要件を満たすことが確認できる書類の提出が必要です。	○	○	○	○	○	○	○
3	登記事項証明書・条例等	・登記事項証明書（原本）又は条例等	事後		○	○	○	○	○	○	○
4	事業所（施設）の建築の構造、専用区画等	・平面図及び設備の概要 ・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	標準様式3（平面図） 標準様式4（設備・備品一覧表）－変更のある場合	事前	・事業所の指定部分（専用部分）がわかるようにすること ・平面図に机や鍵付きキャビネット等の設備の配置がわかるように記載すること	○	－	－	－	－	－
			標準様式3（平面図） 標準様式4（設備・備品一覧表）－変更のある場合	事後	・事業所の指定部分（専用部分）がわかるようにすること ・施設に必要な設備、備品が供えられているかわかるように記載すること。	－	○	○	○	○	○
5	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・付表のみ ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・管理者の経歴 ・資格証等の写し	事後	・変更日が属する月のもの ・管理者の資格要件を確認できる資格証等の写しを添付すること	○	○	－	－	－	○	－
6	運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数／入所定員		標準様式1（従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表） 標準様式3（平面図） 標準様式4（設備・備品一覧表）－必要ある場合	事前	①の変更が生じる場合は、資格要件が必要とされている職種に関する資格証の写しを添付すること ・変更日が属する月のもの ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護の「訪問介護員」を除く	○	○	○	○	○	○
	運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程		・変更点がわかるようにすること							
7	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	・左記の変更内容がわかるもの （協力医療機関等の名称、診療科目名、契約の内容等）	事後	・重要事項説明書、協力医療機関との契約書や覚書等の写しを添付すること	－	－	－	○	○	○	○
8	事業所の種別等	・左記の変更内容がわかるもの	事前	・本体施設とサテライト型を移行する場合等、要件を満たすことが確認できる書類を添付すること	－	－	－	○	○	－	○
9	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	・左記の変更内容がわかるもの	事後	・重要事項説明書、協力施設との契約書や覚書等の写しを添付すること	－	－	－	○	○	－	○
10	連携する訪問看護を行う事業所の名称 連携する訪問看護を行う事業所の所在地	・左記の変更内容がわかるもの	事後	・重要事項説明書、連携施設との契約書や覚書等の写しを添付すること	○	－	－	－	－	－	－
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ・資格証の写し	標準様式1（従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表） 標準様式7（介護支援専門員の氏名及びその登録番号）	事後		－	－	－	○	○	○